

玉掛け技能講習

奈良労働局長登録教習機関
公益社団法人 奈良県労働基準協会

●労働安全衛生法第61条、労働安全衛生法施行令20条第16号による玉掛け技能講習を下記により開催致します。

1 講習日程 【講習内容・会場等の問合せは、奈良県労働基準協会へ（0742-36-2040）】

第1日目	平成31年 5月27日(月)	学 科	9:00~12:00	玉掛けに必要な力学
			13:00~17:00	クレーン等の知識及び関係法令
第2日目	平成31年 5月28日(火)	学 科	8:30~17:00	クレーン等の玉掛けの方法、合図 (講義終了後学科試験)
第3日目	平成31年 5月29日(水)	実 技	8:30~17:00	クレーン等の玉掛け (実技終了後実技試験)
	又は 平成31年 5月30日(木)			

※学科は講師等の都合により、講習科目の順番が変更になることがあります。

※受講日の天気について、午前7時に奈良県内(地域を問わず)で警報がでたときは、講習を中止します。

2 講習概要

会 場	学 科	奈良県電気工事工業協同組合 奥の建物 奈良市三条検町29番3号	(近鉄新大宮駅・JR奈良駅西口下車 徒歩15分 奈良交通北添川バス停下車 徒歩5分)
	実 技	株式会社金城クレーン工事 天理市檜垣町266番地1	JR柳本駅下車徒歩20分 駐車場有(場所は協会担当者に確認)
受講資格	18歳以上 学歴不問		
定 員	40名 (先着順 受講者10人以下の場合は実施いたしません)		
申込方法	申込書(様式1号)に所要の事項を記入・押印し、写真・住所等の判るものを添付のうえ、受講料・テキスト代を添えて申し込みのこと。持参又は郵送可。電話でのご予約はできません。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書郵送の場合の、受講料・テキスト代は振込及び現金書留にて受け付けます。 ・振込みの場合、領収証は発行いたしません。必要な場合は申し添えてください。 ・申込書及び受講料確認後に受講票を送付します。 		
	【申込先】	公益社団法人 奈良県労働基準協会 〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 電話 0742-36-2040	
	【振込口座】	南都銀行 大宮支店 普通 322116 公益社団法人 奈良県労働基準協会	
【受講取消】	申込み後の変更・取消しは講習日3日前(土・日・祝日を除く)までに連絡して下さい。以後の変更・取消し及び不参加の場合受講料等の返却はいたしません。		
持参するもの及び服装	受講票、筆記用具(鉛筆等)、ノート、計算機 作業服(長袖・長ズボン)、作業靴、作業用手袋(軍手不可)、保護帽、雨天時は合羽		

3 講習の一部免除

次の資格を有する方は受講申込時に免除申請をすれば、受講科目の一部が免除されます。

ただし、免除対象者も講習をすべて受講することは可能です。

(申込時に資格の写しの提出が必要です)

一部免除対象者	受講免除科目
① クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許、又は揚貨装置運転士免許を受けた者 ② 床上操作式クレーン運転技能講習、又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛けに必要な力学 ・クレーン等の運転のための合図の一部 (初日午前の受講が免除されます)

4 受講料

単位：円

	受 講 料		テキスト代等	全科目受講(一部免除対象者)
	全科目受講(一部免除対象者)			
(公社)奈良県労働基準協会 会員	22,000	(19,500)	1,400	23,400 (20,900)
会 員 外	22,000	(19,500)	1,640	23,640 (21,140)

玉 掛 け 技 能 講 習

奈良労働局長登録教習機関
公益社団法人 奈良県労働基準協会

●労働安全衛生法第61条、労働安全衛生法施行令20条第16号による玉掛け技能講習を下記により開催致します。

1 講習日程 【講習内容・会場等の問合せは、奈良県労働基準協会へ（0742-36-2040）】

第1日目	平成31年 6月 4日(火)	学 科	9:00~12:00	玉掛けに必要な力学
			13:00~17:00	クレーン等の知識及び関係法令
第2日目	平成31年 6月 5日(水)	学 科	8:30~17:00	クレーン等の玉掛けの方法、合図 (講義終了後学科試験)
第3日目	平成31年 6月 6日(木)	実 技	8:30~17:00	クレーン等の玉掛け (実技終了後実技試験)
	又は 平成31年 6月 7日(金)			

※学科は講師等の都合により、講習科目の順番が変更になることがあります。

※受講日の天気について、午前7時に奈良県内(地域を問わず)で警報がでたときは、講習を中止します。

2 講習概要

会 場	学 科	奈良県電気工事工業協同組合 奥の建物 奈良市三条検町29番3号	(近鉄新大宮駅・JR奈良駅西口下車 徒歩15分 奈良交通北添川バス停下車 徒歩5分)
	実 技	桜井木材市場株式会社 桜井市赤尾92番地	(近鉄朝倉駅下車 南西へ約15分)
受講資格	18歳以上 学歴不問		
定 員	40名 (先着順 受講者10人以下の場合は実施いたしません)		
申込方法	申込書(様式1号)に所要の事項を記入・押印し、写真・住所等の判るものを添付のうえ、受講料・テキスト代を添えて申し込みのこと。持参又は郵送可。電話でのご予約はできません。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書郵送の場合の、受講料・テキスト代は振込及び現金書留にて受け付けます。 ・振込みの場合、領収証は発行いたしません。必要な場合は申し添えてください。 ・申込書及び受講料確認後に受講票を送付します。 		
	【申込先】	公益社団法人 奈良県労働基準協会 〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 電話 0742-36-2040	
	【振込口座】	南都銀行 大宮支店 普通 322116 公益社団法人 奈良県労働基準協会	
【受講取消】	申込み後の変更・取消しは講習日3日前(土・日・祝日を除く)までに連絡して下さい。以後の変更・取消し及び不参加の場合受講料等の返却はいたしません。		
持参するもの及び服装	受講票、筆記用具(鉛筆等)、ノート、計算機 作業服(長袖・長ズボン)、作業靴、作業用手袋(軍手不可)、保護帽、雨天時は合羽		

3 講習の一部免除

次の資格を有する方は受講申込時に免除申請をすれば、受講科目の一部が免除されます。

ただし、免除対象者も講習をすべて受講することは可能です。

(申込時に資格の写しの提出が必要です)

一部免除対象者	受講免除科目
① クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許、又は揚貨装置運転士免許を受けた者 ② 床上操作式クレーン運転技能講習、又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛けに必要な力学 ・クレーン等の運転のための合図の一部 (初日午前の受講が免除されます)

4 受講料

単位：円

	受 講 料		テキスト代等	全科目受講(一部免除対象者)
	全科目受講(一部免除対象者)			
(公社)奈良県労働基準協会 会員	22,000 (19,500)		1,400	23,400 (20,900)
会 員 外	22,000 (19,500)		1,640	23,640 (21,140)

() 受講申込書

受講希望日	月 ~ 日 実施分	※受付番号	
ふりがな		印	写真添付 のりづけ 写真 3.0cm × 2.4cm 申請前6ヶ月以 内に撮影した上 三分身正面脱帽 のもの。(裏面 に氏名を記入)
氏名	男・女		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	※確認者印	
現住所	〒 _____	TEL ()	
		携帯TEL ()	
勤務先	事業場名	TEL ()	
	部課名	FAX ()	
	所在地	担当者名	
	〒 _____		
申込日	平成 年 月 日		

奈良労働局長登録教習機関
公益社団法人 奈良県労働基準協会長 殿
 〒630-8113 奈良市法蓮町163番地の1
 Tel.0742-36-2040

銀行送金の場合
 南都銀行 大宮支店
 普通預金 No.322116
 公益社団法人 奈良県労働基準協会

- (注) 1. 太枠内は必ず記入してください。
 2. 氏名・現住所は、楷書で正確に記入してください。
 3. 申込時、受講者本人確認のため①運転免許証(写)②パスポート(写)③住民票(写)又は
 戸籍抄本④技能講習修了証(写)等の持参あるいは郵送による提示をお願いします。
 なお、運転免許証(写)等は、返戻いたします。
 4. ※印欄は、記入しないでください。
 5. 受講者が複数の場合は、この用紙をコピーしてください。

本申込用紙に記載されている内容は、講習事業以外の目的では一切使用いたしません。

講習の一部免除証明欄

1. (1)免許証(①自動車 ②()) (2)技能講習修了証(種類())	
交付年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日
番 号	
種 類	
※ 確 認 者	印
2. 業務従事期間 受講者が 年 月 ~ 年 月まで 間 講習の一部免除に必要な労働衛生法等 関係法令に定める期間業務従事したことを証明します。	
事業場名	TEL ()
所在地	〒 -
事業者職名 氏 名	印
従事した機械等種別・能力 ()	

- (注) 1. 1(1)の①・②、(2)及び2の該当番号に○印をつけ、所要事項を記入してください。
2. 労働安全衛生法等に基づく免許証、技能講習修了証、特別教育修了証等は、その写しを貼付してください。但し、本籍地の記載が、自動車運転免許証等の都道府県名のみにとどまっていない資格証等の写しの貼付は、必要ありません。
3. ※印欄は記入しないこと。
4. 受講者が複数の場合は、この用紙をコピーしてください。

技能講習修了証等の写し貼付欄

--